

令和7年第8回 琴浦町教育委員会定例会〔成議書〕

と き：令和7年6月27日（金）10:00～11:30

と ころ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名（黒松委員、吉川委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

（1）教育総務課

- ・琴浦町議会6月定例会関係
- ・就学援助認定について
- ・めざせ給食マイスター！100人分の給食調理体験会
- ・ALTの配置について
- ・令和7年度鳥取県中学校総合体育大会中部地区予選結果
- ・主な学校関係行事

（2）社会教育課

- ・サッカー場天然芝の移植について
- ・旧以西小学校改修工事スケジュールについて
- ・第71回東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭について
- ・陸上教室の開催について

（3）人権・同和教育課

- ・第75回社会を明るくする運動について
- ・鳥取県部落解放月間（7月10日～8月9日）の啓発活動について

5 議 事

議案第35号 琴浦町教育委員会公印規程の一部改正について【承認】

議案第36号 琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱の一部改正について【承認】

議案第37号 琴浦町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱の一部改正について【承認】

議案第 38 号 琴浦町人権尊重の社会づくり審議会委員の委嘱について【同意】

6 その他

- ・生徒指導報告について

7 閉 会

【次回の予定】定例会：令和7年7月22日（火）13時30分～

6月定例教育委員会
教育長 河原裕司

- 全国での「出生数の減少の15年前倒し」は、小学校等の再編も「前倒し」せざるを得ないと考えられるが、当分再編はないとする従前の考えのままでよいのか。(押本 昌幸議員)
- 令和に入って出生数が100人を切ってきた状況が続いているが、今後もこのような状況が続いていけば、小学校等の再編が考えられるが、再編計画は動き出しているのか。今後の対応計画は。(小椋 正和議員)

【答弁】

想定より早く出生数が減少しています。

出生数を校区別に見ると、令和14年度に鳥取県の学級編制基準で複式学級となる小学校が出てくる見込みです。

子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくためには、一定の規模が必要だとされていますが、今後の状況を踏まえた上で、子どもたちの教育条件、つまり、教育設備、教育費、学習環境、サポート体制等の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するためにはどうしていくべきか、今年度、その検討に向けた準備に入ります。

【その他の答弁概要】

- 学校は地域コミュニティの核として、防災、地域の交流の場など、多くの機能も併せ持っており、地域の事情によって、小規模校として存続させることが必要な場合もあり、「学校統合ありき」の検討は考えていない。
- まずは、学校教育の目的や目標をより良く実現するためにはどうしていくべきか検討したい。
- 審議会への諮問に加えて、広く地域住民の意見を集めることも想定している。
- 地域拠点機能の視点を含めた審議内容の整理、意見集約の方法、構成員や審議体制等について、情報収集、準備していく必要がある。

浦安駅と赤碕駅に隣接する跨線橋について、その管理体制と安全対策について（田中 肇議員）

浦安駅に隣接する跨線橋については、日常的な清掃を、教育委員会事務局職員が交代で、始業前に可能な範囲で行っています。また、生涯学習センター周辺の清掃業務は委託しており、跨線橋については月に1回、清掃や周辺の草取りを行っています。

大きな修繕や管理上気になる点があれば、建設住宅課に連絡し連携を取って対応を検討することとしています。

【追及質問】浦安駅周辺防犯灯について

一般質問答弁後の対応（国道9号「浦安駅入口交差点」の危険性）（田中 肇議員）

この交差点が通学路の一部となっている東伯中学校と八橋小学校には、歩道と車道を分ける縁石が切れており危険な状態であることを具体的に共有しています。ここを通過して通学する児童生徒には、各学校を通じて個別に指導を行っていただいています。八橋小学校においては、5月に再度当該登校班に対して指導を行っていただいています。

一般質問答弁後の対応（住民サービスで求められる職員のマナー）（田中 肇議員）

教育委員会事務局に関して、職員が対応している場に、私が常にいるわけではありませんが、来訪者には即座に声をかけ、笑顔と挨拶で温かく迎えることに引き続き取り組んでいる様子がうかがえます。窓口対応でも、狭いスペースではありますが、相手の思いをくみ取ろうとする姿勢、傾聴の姿勢で対応していると感じています。

議会で答弁した内容についても、教育委員会、校長会、館長主事会等で伝え、引き続き丁寧な対応をお願いしています。

【追及質問】窓口対応について

一般質問答弁後の対応（公共施設の予約システム改善）（田中 肇議員）

体育施設の予約に係る質問だと思いますが、まずは平日の当日利用について規則改正の準備を進めています。

土日祝日の当日利用については、体育施設の利用の促進を図りたいと思っておりますが、運営管理や経費とのバランスを考える必要があります。最大の課題はどう許可を出すかです。

できるだけ早く当日利用ができる体制を目指し、研究を行ってるところです。

東伯総合公園サッカー場の整備に係る進捗状況と課題について（田中 肇議員）

進捗状況については、町長の答弁のとおり（夜間照明及び防球ネットの新設が完了し、今年度は天然芝から人工芝への改修を行う。現在は施工業者が決定した段階）です。

以前からご質問をいただいていた既存の天然芝は、上郷地区公民館、赤碕運動公園等、町有施設への移植が進められています。

課題と申しますか、今後、必要なこととして、完成までにマイクロプラスチックの流出抑制やイベントなどにおける管理面の対策に加えて、使用料の設定や運用面のルールを一つ一つ確認していかなくてはならないと考えています。

小学校も保育園と同じように午前7時より預けられる方向で検討されないか（桑本 始議員）

結論から申し上げますと、学校だけの対応には限界があります。

児童の安全な登校のため、登校班で登校することを原則としています。玄関の鍵が開く時間は7時40分前後ですが、教員の勤務時間は8時15分からです。鍵開けは本来、必ずしも教員が担う業務ではないとされていますが、交替で勤務の割振変更をして対応しているのが現状です。

教員の働き方改革を進めている中、学校には教員が行うべき業務以外の業務が未だに数多くあり、継続して議論し業務改善を行っています。

さらに早い時間からの対応は、現状では難しいと考えます。

令和7年6月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 琴浦町議会6月定例会関係

- ・補正予算（赤碕小給水ポンプ修繕料）
- ・財産取得

取得財産	食器、食缶等洗浄システム
落札者	山陰アイホー調理機（株）
落札金額	78,710,500 円

2. 就学援助認定について

学校名	学年	認定要件	申請日	認定日
赤碕小	5	児童扶養手当受給	5月21日	6月5日
赤碕小	3			
赤碕小	5	児童扶養手当受給	6月4日	6月5日
八橋小	2	児童扶養手当受給	6月10日	6月12日
八橋小	4	児童扶養手当受給	6月4日	6月12日
東伯中	2			
浦安小	2	収入額が基準未滿	6月20日	6月23日

3. めざせ給食マイスター！100人分の給食調理体験会（別紙のとおり）

4. ALTの配置について（8月3日来日予定）

氏名	ケイルン フォング ロバート（男性）	アビゲール メyson オムラ（女性）
出身	アメリカ・カリフォルニア州	アメリカ・ミシガン州
配属	東伯中学校	赤碕中学校

5. 令和7年度鳥取県中学校総合体育大会中部地区予選結果（別紙のとおり）

6. 主な学校関係行事

- 7/4 ゴリン橋開通式
- 7/8 町コミュニティスクール連絡協議会
- 7/17 中学校終業式
- 7/18 小学校終業式
- 7/19.20 県総体
- 7/25 東伯郡水泳大会

めざせ給食マイスター！ 100人分の給食調理体験会



児童生徒のみなさんが普段学校で食べている給食ですが、今回は調理する側を体験してもらおうと、調理体験会を開催することとしました。

いつもこの学校給食センターで約1300人分の給食を作ってくださっている調理員さんから教わりながら、100人分の給食をみんなで作ります。

普段は関係者以外入ることができない給食調理室で、大きな調理器具を使って作り、みんなで楽しくいただきます。

申込締切 7/11(金)

7/19



9:00~13:00



定員 30名（申し込み多数の場合は抽選）
対象 小学校4～6年生及び中学生
*小学生は保護者さんが同伴してください

参加費 無料

参加者準備物 エプロン、マスク、箸、筆記用具、上履き2足（学校用、調理室用）

場 所 琴浦町立浦安小学校（下伊勢 504-1）
琴浦町立学校給食センター（下伊勢 510-1）

申込方法 下記申込欄に記載のうえ学校に提出するか
応募専用フォームまたはメールで
必要事項をお知らせください。

主催 琴浦町立学校給食センター
お問い合わせ TEL: 52-2729
MAIL: kotoura-kyuusyoku@town.kotoura.tottori.jp



献立

- ごはん
- あごフライ
- 琴浦野菜のサマーぶた汁
- 鳴り石サラダ
- すいかポンチ



応募専用フォームへ
はこちらから→→→



※きりとり※

『めざせ給食マイスター！100人分の給食調理体験会』参加申込書 **※申込締切 7/11(金)**

名前		学校名		学年	
同伴者氏名		電話番号		メールアドレス	
食物アレルギー	有・無 ※有の方は内容と症状をご記入下さい。				

令和7年度鳥取県中学校総合体育大会中部地区予選の結果について

教育総務課

令和7年6月5日(木)から6月7日(土)にかけて実施された標記大会における琴浦町立中学校の結果を以下のとおり報告する。

【軟式野球】

準決勝 東伯・赤碕中 3-4 湯梨浜中 3位

【バレーボール(女子)】

*予選リーグ

東伯中 0-2 赤碕中、 東伯中 0-2 RED PEARS、 赤碕中 0-2 RED PEARS

*決勝トーナメント決定戦

東伯中 2-1 三朝中

*決勝トーナメント

1回戦 赤碕中 0-2 大栄中、 東伯中 0-2 湯梨浜中 ともにベスト8

【卓球】

(男子団体)

*予選リーグ

東伯中 3-0 河北中、 東伯中 3-0 倉吉東中 (1位通過)

赤碕中 0-3 北条中、 赤碕中 2-3 三朝中 (予選リーグ敗退)

*決勝トーナメント

準決勝 東伯中 3-2 久米中

決勝 東伯中 1-3 北条中

東伯中 準優勝(県総体出場)

(女子団体)

*予選リーグ

東伯中 1-3 河北中、 東伯中 0-3 北条中

東伯中 0-3 倉吉西中

予選リーグ敗退

(男子個人戦) 東伯中 3位 2名、 ベスト14 (3名県総体出場)

(女子個人戦) 東伯中 ベスト12 (1名県総体出場)

【ソフトテニス】

(男子団体)

東伯中 0-3 因伯、 東伯中 0-3 鴨川中

予選リーグ敗退

(男子個人ダブルス) 東伯中 ベスト12(県総体出場)

(女子団体)

*予選リーグ

赤碕中 2-1 久米中 (1位通過)

*決勝トーナメント

1回戦 赤碕中 1-2 大栄中

赤碕中 ベスト8

(女子個人ダブルス) 赤碕中 第3位、ベスト12 3ペア、ベスト14 (5ペア 県総体出場)

【水泳】

(100m自由形1年女子) 東伯中 第4位 (県総体出場)

【相撲】

(団体戦) 東伯中のみ出場 優勝(県総体出場)

(個人戦) 第1位、第2位 東伯中(2名県総体出場)

【バスケットボール (男子)】

1 回 戦	東伯・赤碕中	7 7 - 4 2	湯梨浜中
準 決 勝	東伯・赤碕中	3 8 - 4 2	倉吉西中
3 位決定戦	東伯・赤碕中	6 8 - 5 2	倉吉東中

3 位 (県総体出場)

【剣 道】

(男子団体)

* 予選リーグ	東伯中	2 - 0	大栄中
	東伯中	0 - 5	倉吉東中 (2 位通過)
* 3 位決定戦	東伯中	3 - 0	河北中

東伯中 第 3 位 (県総体出場)

(男子個人) 東伯中 第 3 位、ベスト 12 2 名 (3 名県総体出場)

(女子団体)

* リーグ戦	東伯中	2 - 0	倉東中
	東伯中	4 - 0	湯梨浜学園中

東伯中 優勝 (県総体出場)

(女子個人) 東伯中 第 2 位、ベスト 8、ベスト 12 2 名 (4 名県総体出場)

【サッカー】東伯・三朝・北条中合同チーム

* リーグ戦

東伯・三朝・北条中	0 - 6	湯梨浜中、	東伯・三朝・北条中	0 - 23	倉吉東中
東伯・三朝・北条中	0 - 15	河北中、	東伯・三朝・北条中	0 - 7	倉吉西中

リーグ戦敗退

【バドミントン (女子)】

* 予選リーグ

東伯中	2 - 1	大栄中、	東伯中	0 - 3	東伯 JSC (2 位通過)
-----	-------	------	-----	-------	----------------

* 決勝トーナメント

1 回 戦	東伯中	2 - 0	倉吉西中
準 決 勝	東伯中	0 - 2	HAWAII
順位決定戦	東伯中	0 - 2	湯梨浜中

東伯中 第 3 位 (県総体出場)

【陸上競技】 ※全員が県総体に出場

* 東伯中

(中 2 男 100m)	第 1 位、第 5 位	(共通男 200m)	第 1 位、第 3 位
(共通男 400m)	第 3 位	(中 1 男 1500m)	第 5 位
(共通男 1500m)	第 7 位	(共通男 110H)	第 2 位
(共通男走幅跳)	第 1 位	(共通男 4×100 R)	第 2 位
(共通男砲丸投)	第 7 位		
(男子総合)	第 4 位		
(中 1 女 100m)	第 4 位、第 7 位	(共通女 200m)	第 1 位、第 4 位
(共通女 100H)	第 1 位	(共通女 4×100 R)	第 3 位
(共通女走幅跳)	第 5 位	(共通女ジャベリック)	第 1 位、第 4 位
(女子総合)	第 4 位		

* 赤碕中

(中 1 男 100m)	第 1 位、第 4 位	(中 1 男 1500m)	第 4 位
(共通男 3000m)	第 6 位	(共通男ジャベリック)	第 3 位
(総合得点)	第 7 位		
(中 1 女 100m)	第 5 位	(中 2 女 100m)	第 3 位、第 7 位
(中 3 女 100m)	第 4 位、第 5 位	(中 1 女 800m)	第 2 位
(共通女 800m)	第 2 位	(共通女 1500m)	第 2 位、第 4 位
(共通女 100H)	第 2 位	(共通女 4×100 R)	第 1 位
(共通女走幅跳)	第 3 位、第 4 位、第 8 位	(共通女砲丸投)	第 2 位
(共通女ジャベリック)	第 2 位		
(総合得点)	第 1 位		

1. サッカー場天然芝の移植について

今年度に改修を予定している東伯総合公園サッカー場の既設天然芝を、上郷地区公民館広場と赤碓運動公園に移植したので報告するもの（別紙参照）

2. 旧以西小学校改修工事スケジュールについて

指名審査会 6月12日（木）

入札 7月17日（木） → 仮契約

臨時議会 7月25日（金）予定 →承認後、本契約

改修工事着手 8月上旬～

※工期は5カ月間の予定

3. 第71回東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭について

今年度の日程及び会場等について報告するもの（別紙のとおり）

4. 陸上教室の開催について

琴浦町出身ランナーの岡本直己選手が琴浦町条列表彰功労表彰を受賞されることを記念し、開催します。

日時：7月13日（日）8：00～9：00

会場：東伯中学校グラウンド

その後、移動して条列表彰を実施予定。

1 趣旨

今年度に改修を予定している東伯総合公園サッカー場の既設天然芝を、上郷地区公民館広場と赤碓運動公園に移植したので報告するもの。

2 上郷地区公民館広場への移植

5月30日（金） 業者によるサッカー場内の切り込み作業

5月31日（土） サッカー場から上郷地区公民館に芝を運搬し、移植作業を実施（当日は、地元住民31名の協力により実施）

※今後の管理は、上郷地区住民で組織する「上郷しあわせ王国緑化事業の会」に委託し、地域の交流や憩いの場として活用します。



サッカー場での芝はぎ作業



移植前（真砂土の状態）



作業の様子



移植後（全面芝に張り替えた状態）

3 赤碓運動公園（テニスコート南側）への移植



6月5日に作業実施

第71回東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭 日程・会場

期 日	種目・種別	会 場	備 考
7月21日(月)	水 泳(倉吉市と共催)	北栄町B&G海洋センタープール	
6月7日(土)	陸 上(倉吉市と共催)	倉吉市営陸上競技場	雨天決行 他大会と併せて開催
7月13日(日)	サッカー 成年男子	湯梨浜町東郷運動公園多目的広場	予備日:7/20 17:00~
7月12日(土)	バレーボール 少年C男女	琴浦町農業者トレーニングセンター 琴浦町農業者トレーニングセンター 琴浦町立赤崎中学校体育館	
"	" 混合		
7月13日(日)	成年男子一部		
"	成年女子		
"	成年男子二部		
"	ママさんの部		
7月12日(土)	バスケットボール 少年C男	北栄町北条体育館	
"	少年C女	"	
7月13日(日)	成年男子一部	"	
"	成年女子一部	"	
"	成年男子二部	"	
"	成年女子二部	"	
7月13日(日)	ソフトテニス	琴浦町赤碕総合運動公園テニス場	小雨実施(午前7時判断)
7月6日(日)	卓 球	琴浦町総合体育館	
7月6日(日)	軟式野球 シニアの部	湯梨浜町東郷運動公園野球場	雨天中止(午前8時判断)
7月13日(日)	成年の部	湯梨浜町東郷運動公園野球場	"(午前8時判断)
7月13日(日)	柔 道	北栄町北条ふれあい会館柔道場	
7月6日(日)	ソフトボール 成年男子	北栄町北条中学校グラウンド	雨天中止(午前8時判断)
7月5日(土)	バドミントン 小学生男女	北栄町大栄体育館	
7月6日(日)	成年男子・成年女子	"	
6月29日(日)	剣 道	琴浦町総合体育館	
6月22日(日)	グラウンド・ゴルフ	レークサイド大栄	小雨実施
5月25日(日)	テニス	湯梨浜町羽合臨海公園テニス場	雨天:ハワイ夢広場
6月1日(日)	ペタンク	北条運動場	小雨実施
7月6日(日)	ソフトバレーボール	聖郷小学校体育館	

1 第75回社会を明るくする運動について

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

琴浦町では、町内の更生保護活動を担っていただいている保護司会、更生保護女性会、ボランティアの中学生と一緒にこの運動を行います。

<主な取組み>

6/20 実施委員会

7/1 出発式（ポートあかさき）

7/2～7/3 街頭啓発活動（保護司会、更生保護女性会、東伯・赤碕中学生）
運動期間中（7月1日～7月31日）はのぼり旗の設置を行います。

2 鳥取県部落解放月間（7月10日～8月9日）の啓発活動について

一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深め、部落差別のない社会を実現するための啓発活動を行います。

<主な取組み>

- ・啓発ワッペン着用……町職員、小中学校、こども園
- ・街頭啓発……町内商業施設2カ所で啓発グッズ、チラシ等の配布、町民への呼びかけを行う
- ・施設訪問……町内施設を訪問し、啓発グッズ、チラシ等の配布、施設職員・利用者、事業者への呼びかけを行う

議案第 35 号

琴浦町教育委員会公印規程の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町教育委員会公印規程(平成16年琴浦町教育委員会訓令第2号)の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第1項の規定により、本委員会の承認を求める。

令和7年 6 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕 司

令和7年 6 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

第1条 琴浦町教育委員会公印規程(平成16年琴浦町教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(公印の種類及び保管者等)</u></p> <p>第2条 略</p> <p><u>(公印の保管等)</u></p> <p>第3条 <u>公印の保管者は、公印を保管するとともに、その使用は、保管者自らの責任において行うものとする。</u></p> <p><u>(公印の紛失等)</u></p> <p>第4条 <u>公印を紛失し、又はき損したとき、その他公印の使用について事故があったときは、保管者は、直ちに教育長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(公印の使用)</u></p> <p>第5条 公印を使用するときは、決裁を経た稟議を保管者又は上席職員に提示し、承認を受けなければならない。</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 <u>公印は、常に堅牢な容器に納め、原則として錠を施し、次の区分により保管しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 正規の勤務時間中 保管者</u></p> <p><u>(2) 休日及び正規の勤務時間後、日直、宿直 上席職員</u></p> <p>第4条 公印を紛失し、又は<u>その所在が不明となった</u>ときは、保管者は、直ちに教育長に通知しなければならない。</p> <p>第5条 公印を使用するときは、決裁を経た稟議を保管者又は<u>日直、宿直、上席職員に提示し、審査を受けなければならない。この場合、正規の勤務時間後にあっては、様式第1号による時間後公印使用簿に所要</u></p>

<p><u>(公印の持出し禁止)</u></p> <p>第6条 公印は、保管箇所以外に持ち出し、使用することはできない。<u>ただし、特別の事由により当該保管者の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(公印の登録)</u></p> <p>第7条 公印を登録し、必要な事項を整理するため、<u>教育総務課に公印台帳(様式第1号)を備える。</u></p> <p><u>(押印の省略等)</u></p> <p>第8条 教育委員会が書面により施行する文書であって、規則その他の規程(以下「規則等」という。)により公印の押印を要するとされているものについては、<u>当該規則等の規定にかかわらず、相手方が特に公印の押印を求める場合を除き、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷して施行することができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第9条 <u>この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	<p><u>事項を記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の審査は、同項の手続を了しているかを審査するもので事案の内容に及ぶものでない。</u></p> <p>第6条 公印は、保管箇所以外に持ち出し、使用することはできない。</p> <p>第7条 公印を新調し、又は改刻したときは、<u>教育長に登録を請求しなければならない。</u></p> <p>第8条 教育長は、<u>様式第2号による公印台帳を備え、公印の登録をするものとする。</u></p> <p>第9条 教育長は、<u>請求により印影の真否につき証明することができる。</u></p> <p>第10条 <u>不要となった公印は、保管者において速やかに教育長に送付し、登録の抹消を請求しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の請求を受けたときは、教育長は遅滞なく、その登録を抹消するとともに公印を廃棄するものとする。</u></p>
--	--

第2条 琴浦町教育委員会公印規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

番号	公印の種類	寸法	保管者
1	教育委員会印	方2.4cm	教育総務課長
2	教育長印	方2.1cm	教育総務課長
3	教育長職務代理者印	方2.1cm	教育総務課長
4	小・中学校印	方4.5cm	小・中学校長
5	小・中学校長印	方2.1cm	小・中学校長
6	小・中学校長職務代理者印	方2.1cm	小・中学校長
7	教育総務課長印	方1.9cm	教育総務課長
8	社会教育課長印	方1.9cm	社会教育課長
9	人権・同和教育課長印	方1.9cm	人権・同和教育課長
10	給食センター所長印	方1.9cm	給食センター所長
11	図書館長印	方2.3cm	図書館長
12	生涯学習センター館長印	方2.2cm	生涯学習センター館長
13	地区公民館長印	方2.1cm	地区公民館長
14	文化センター館長印	方2.1cm	文化センター館長
15	児童館長印	方2.1cm	児童館長

第3条 琴浦町教育委員会公印規程の一部を次のように改正する。

様式第2号を削り、様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

番号	印影欄	登録年月日	抹消年月日	備考

附 則

この訓令は、令和7年6月27日から施行する。

議案第 36 号

琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱(令和 2 年琴浦町訓令第 9 号)の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 15 条第 1 項の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕 司

令和 7 年 6 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町訓令第 号

琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

第1条 琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱(令和2年琴浦町訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(助成対象者)</u></p> <p>第4条 <u>本事業の対象者は、次に掲げる各号の規定のいずれも満たす生徒の保護者であって、町内に住所を有するものとする。ただし、生活保護法による生業扶助(通学のための交通費)の受給者及び特別支援教育就学奨励費で通学費の全額を支給される者を除く。</u></p> <p><u>(1) 琴浦町内に住所を有し、助成対象期間内に県内の高等学校等に在籍していること。</u></p> <p><u>(2) 高等学校等への通学にあたり公共交通機関を利用し、かつ、当該公共交通機関の利用について通学定期券を使用していること。</u></p> <p><u>(3) 対象となる生徒の高等学校等の在籍期間が、補助金の交付申請を行う費の属する年度において法令又は高等学校等が定める修業年限(高等専門学校にあつては3年とする。以下この号において同じ。)を超えていないこと。ただし、在籍期間が修業年限を超えることについてやむを得ない理由がある</u></p>	<p><u>(補助金の交付)</u></p> <p>第4条 <u>町長は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者(以下「補助対象者」という。)の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p>

と町長が認めるときは、この限りでない。

2 補助金の額は、別表第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額から7千円を控除して得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)に通学定期券の月数を乗じて得た額以下とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象外とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生業扶助(通学のための交通費)の受給者

(2) 琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成30年琴浦町教育委員会訓令第1号)に規定する特別支援教育就学奨励費で通学費の全額を支給される者

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次の各号に該当する通学費とし、補助金の額は1月当たりの通学定期券に係る経費(1月を超える通学定期券にあつては、購入金額を月数で除した額)から7千円を控除して得た額を月額の上限とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 1月あたりの通学費(1月を超える定期券にあつては、購入金額を月数で除した額)から7千円を控除して得た額とする。

(2) 鉄道利用にあつては運賃のみを対象とし、特急料金は対象外とする。

(3) 路線バス利用に当たっては、倉吉西高等学校、倉吉農業高等学校、米子高等学校又は米子高等工業専門学校への通学に限り対象とする。ただし、町

長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(4) 修業年限の最終学年の3月及び休学期間など、通学実態がない期間は助成対象の期間に含めないものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、琴浦町高校生等通学費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2及び3 略

4 補助金の申請については、規則第19条に規定する請求に関する手続を併合するものとし、補助金の請求は、本補助金の交付決定日になされたものとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第7条 略

(実績報告)

第8条 略

(交付決定等)

第9条 略

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、琴浦町高校生等通学費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2及び3 略

(着手届及び完了届を要しない場合)

第6条 略

(実績報告)

第7条 略

(交付決定等)

第8条 略

(請求)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者は、速やかに琴浦町高校生等通学費補助金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

第2条 琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

別表を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改め、様式第3号を削る。

様式第1号（第6条関係）

琴浦町長 様

琴浦町高校生等通学費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて次のとおり申請します。なお交付決定後は、当該交付決定額を請求します。

1. 申請者									
氏名					電話番号				
(日中連絡がつく番号)									
住所	(郵便番号) 琴浦町								
2. 通学定期券利用者									
氏名				生年月日	年 月 日				
				学校名			学年	年生	
3. 通学定期券情報 (バス利用は倉吉西・倉吉農・米子高・米子高専のみ対象)									
列車区間				駅	～				駅
バス区間				バス停	～				バス停
種別	有効月数	開始日			終了日		購入額		
列車・バス	ヵ月	年 月 日			年 月 日		円		
列車・バス	ヵ月	年 月 日			年 月 日		円		
列車・バス	ヵ月	年 月 日			年 月 日		円		
列車・バス	ヵ月	年 月 日			年 月 日		円		
列車・バス	ヵ月	年 月 日			年 月 日		円		
列車・バス	ヵ月	年 月 日			年 月 日		円		
列車・バス	ヵ月	年 月 日			年 月 日		円		
列車・バス	ヵ月	年 月 日			年 月 日		円		
補助金申請額 (1ヵ月あたりの金額から7,000円を除いた額)									円
4. 振込先情報									
振込先	ふりがな					預金種別	普通 ・ 当座		
	口座名義人 (申請者名義)						口座番号		
	金融機関名	銀行 金庫 農協		支店 本店 出張所					
5. 添付書類									
<input type="checkbox"/> 定期券利用者の在学証明書または学生証の写し等 <input type="checkbox"/> 購入した通学定期券の写し等									
*補助金の額は定期券1ヵ月あたり7,000円を超えた額です。 1ヵ月以上の定期券の場合は月割りして7,000円を超えた金額(1円未満の端数は切捨て)									
琴浦町記入欄									
申請受付年月日	年 月 日			交付決定年月日	年 月 日				
交付決定額	円								

第 号
年 月 日

様

琴浦町長

琴浦町高校生等通学費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付で申請のありました琴浦町高校生等通学費補助金については、琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定及び交付額の確定を行ったので、通知します。

記

1. 補助事業	琴浦町高校生等通学費補助金交付事業	
補助事業の内容	生徒氏名	
	学校名	
	対象区間	～
	助成期間	～
2. 交付決定額等	交付申請額	円
	交付決定額	円
3. 交付額の確定	交付確定額	交付決定額のとおり
4. 交付予定日	年 月 日	

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年6月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式による申請は、当分の間、この訓令に規定する様式によるものとみなし、所要の調整をして使用することができる。

議案第 37 号

琴浦町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 6 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町訓令第●号

琴浦町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

琴浦町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱(平成28年琴浦町訓令第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(交付申請の時期等) 第4条 本補助金の交付申請は、事業開始の30日前までに行わなければならない。					(交付申請の時期等) 第4条 本補助金の交付申請は、事業開始の30日前又は当該年度の1月21日のいずれか早い日までに行わなければならない。				
2及び3 略 別表(第3条、第7条関係)					2及び3 略 別表(第3条、第7条関係)				
1 補助 事業	2 補助 事業 者	3 補助 対象 経費	4 補助 率	5 重要 な変 更	1 補助 事業	2 補助 事業 者	3 補助 対象 経費	4 補助 率	5 重要 な変 更
未就 学児 を対 象と した アー トス ター トの	略	(1) 略 (2) ア ー ト ス	略		未就 学児 を対 象と した アー トス ター トの	略	(1) 略 (2) ア ー ト ス	略	

<p>機会を提供する事業(ただし、以下に該当するものを除く。)</p> <p><u>(1)</u></p> <p>入場料を徴収しない事業(ただし、交付決定後</p>		<p>タートの広報など事業周知に必要と認められる経費(ただし、<u>一</u>当該年度の<u>早い時期</u></p>		<p>機会を提供する事業。ただし、以下に該当するものを除く。<u>ア</u></p> <p>入場料を徴収しない事業(ただし、交付決定後に</p>		<p>タートの広報など事業周知に必要と認められる経費</p> <p>(3)</p> <p>略</p>	
--	--	---	--	--	--	--	--

<p>に、不測の事態の発生など特別の事情により、入場料収入が見込めないと町長が</p>		<p>に行われる事業であつて、前年度中に広報に着手する必要がある場合に限り、交</p>			<p>、不測の事態の発生など特別の事情により、入場料収入が見込めないと町長が認</p>					
---	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

<p>認められた場合は、この限りでない。) <u>(2)</u> 会員制度を有する団体が実施する事業で、</p>		<p><u>付申請以前に行われた支出であつても補助対象経費に含めることができる。</u>)</p>			<p>めた場合は、この限りでない。) <u>イ</u> 会員制度を有する団体が実施する事業で、当該</p>					
---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>当該団体の会員以外の入場料を会員よりも高く設定している事業</p> <p><u>(3)</u> 団体の会員</p>		<p>(3)</p> <p>略</p>			<p>団体の会員以外の入場料を会員よりも高く設定している事業</p> <p><u>立</u> 団体の会員や特定</p>			
--	--	---------------------	--	--	---	--	--	--

<p>や特定の教育・保育施設の園児など、参加者が限定される事業</p>					<p>の教育・保育施設の園児など、参加者が限定される事業</p>			
-------------------------------------	--	--	--	--	----------------------------------	--	--	--

附 則

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

議案第 38 号

琴浦町人権尊重の社会づくり審議会委員の委嘱について

琴浦町人権尊重の社会づくり条例（令和 3 年琴浦町条例第 5 号）第 11 条の規定に基づき委員を委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 6 月 27 日 同 意

琴浦町教育委員会

琴浦町人権尊重の社会づくり審議会委員名簿

氏名	摘要	備考
井上英之	元鳥取県人権教育アドバイザー	
林昌宏	琴浦町商工会	
新井紀子	琴浦町小・中学校長（赤碕小学校）	
福本博美	琴浦町保育園・こども園園長（ことうらこども園）	
福本章	部落解放同盟琴浦町協議会	新委員
澤田直美	琴浦町女性団体連絡協議会	
キラंगा典子	琴浦町男女共同参画推進会議	新委員
杉本栄	琴浦町身体障害者福祉協会	
中原正	手をつなぐ育成会	
松田秋子	精神障害者ことうら家族会	
余貞洙	町内在住で外国にルーツを持つ人	
羅房捷美	町内在住で外国にルーツを持つ人	
榎田勝充	琴浦町高齢者クラブ連合会	
松本雅文	琴浦町民生児童委員協議会	
西本行則	琴浦町社会福祉協議会	
西本博志	琴浦町人権擁護委員	
坂本文秋	東伯保護区保護司会	新委員
田邊正博	琴浦町副町長	
河原裕司	琴浦町教育委員会教育長	
任期		
令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）		